

学会賞表彰規程

第1条 本規程は、会則第3条第3項に基づき、農業経済学に関する優れた研究業績を公刊した本学会会員を表彰することについて定める。

第2条 「日本農業経済学会賞」として4種の賞を設ける。授賞対象は次のとおりである。

- (1) 「日本農業経済学会学術賞」（以下「学術賞」という）は本会に5年以上継続して在籍し、顕著な研究業績を公刊した会員に授与する。
- (2) 「日本農業経済学会奨励賞」（以下「奨励賞」という）は本会に3年以上継続して在籍し、顕著な研究業績を公刊した満40歳未満の会員に授与する。
- (3) 「日本農業経済学会学会誌賞」（以下「学会誌賞」という）は本会の会員で、学会誌『農業経済研究』、『*Japanese Journal of Agricultural Economics*』に特に優れた論文を執筆した会員に授与する。
- (4) 「日本農業経済学会ポスター賞」（以下「ポスター賞」という）は本会の会員で、個別ポスター報告において優秀な報告を行った、満40歳未満の筆頭報告者に授与する。

2. 「学術賞」及び「学会誌賞」は、原則として毎年それぞれ2名以内、「奨励賞」は毎年3名以内、「ポスター賞」は若干名とする。

第3条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、著書、論文またはそれに準ずるもので、2名以上の本学会会員の連名による推薦を得たものとする。

第4条 第2条(1)、(2)に定める授賞対象者は学術賞・奨励賞選考委員会において、(3)に定める授賞対象者は学会誌賞選考委員会において、それぞれ候補者を選定し、理事会で決定する。(4)に定める授賞対象者は、ポスター賞選考委員会において候補者を選定し、会長の承認を経て決定し、理事会へ報告する。

第5条 学術賞・奨励賞選考委員会は、総務担当副会長と、同副会長が原則として理事または理事経験者の中から指名した5名の委員で構成し、総務担当副会長が委員長を務める。学会誌賞選考委員会は、編集担当副会長並びに学会誌編集委員で構成し、編集担当副会長が委員長を務める。ポスター賞選考委員会は、企画担当副会長と、同副会長が理事または編集委員の中から指名した複数名の委員で構成し、企画担当副会長が委員長を務める。委員の任期は理事及び編集委員の在任期間とする。

第6条 「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」は総会で表彰する。「ポスター賞」は、大会時のポスター賞表彰式で表彰する。

第7条 本規程の改正は、理事会及び総会の承認を経て決定する。

附則

本規程に関する細則は別に定める。

附則

本規程は2002年3月30日から施行する。

附則

本規程は2015年3月28日から施行する。

附則

本規程は2016年3月29日から施行する。

附則

本規程は2022年3月25日から施行する。